GEKIMIN
元気な民商ニュース

NO，307
発行：北区民主商工会
住所：北区豊島2－13－7
電話：3913－6632
FAX：3913－6741

「商工新聞の読みどころ」▼ガソリンスタンド経営の実情を紹介…3面▼自衛隊派兵恒久法特集…4・5面▼読者の声欄　滝野川支部会員の投稿掲載！

ホームページ http://www3.kitanet.ne.jp/~kitamins　Eメール kitamins@ma.kitanet.ne.jp

都民連主催
都議会
報告集会

新銀行問題などで揺れた都議会

曽根はじめ都議が報告

4月4日、都民連主催の「4／4都議会第1回定例会報告集会」がありました。出席者は39名で、曽根はじめ都議の熱気溢れるお話を1時間ほど聴きました（写真）。

石原知事はこれまで「新銀行には追加出資はしない」と再三明言していながらも、なんら十分な説明もなしに突然追加出資を提案し、世論を無視し続けて強行したことに、共産党は知事の資格はないとして不信任案を提出。しかし、自民・民主・公明・生活者ネットの反対で否決となりました。

また平成20年度予算審議の中で、新銀行問題以外でも都政のゆがみのひどさが浮き彫りになりました。都税収入が過去最高の5兆5千億円が見込まれますが、オリンピックをテコにした浪費的な予算は膨らむ一方、福祉保険費も、教育費も前年度よりも減らされ、中小企業対策予算は、石原知事就任時の6割にまで減っています。石原知事が公約した中学三年までの医療費無料化は予算化されず棚上げ。都立高校授業料値上げでは、冷房費用まで自己負担というひどいものになっており、都民の要望にこたえる都政に転換していくことが必要です。

曽根都議の話の後、6、7人の方々からの「これから新銀行はどうなるのか」などの質問に党の方針などわかりやすく丁寧に答えて頂き、「不信任決議を出した私の写真をあの読売新聞が掲載してくれました」との報告に会場内拍手喝采、都議会の緊迫した様子がそのまま伝わってくる集会でした。

今号商工新聞折り込みの全商連会長の手紙

「会費・紙代改定と財政確立へのご理解のお願い」について

会員、読者のみなさんへ

今回の商工新聞に、全商連発行の「会費・紙代改定と財政確立へのご理解のお願い」という手紙が折り込まれています。この手紙は、昨年秋の日付になっており、本来ならばその当時に配布すべきものでしたが、北区民商三役会は、値上げが決まっているかのように取れる手紙は誤解を生む恐れがあること、今年10月からの引き上げ予定は早すぎ、単位民商の総会で論議できるようにするには少なくとも来年以降にすることなどを確認して会員、読者への手紙の配布は当面見送ることにしていました。同時に東商連を通して北区民商三役会の意見を全商連に上げてもらうようにもしてありました。

全商連は3月29・30日に第3回全国理事会を開催し、理事会決議として会費・紙代の改定案を5月の全商連総会にかけることになりました。そこで常任理事会でも討議をして、皆さんには手紙を配布すべきとなり、今回折り込みました。

今後も意見を集約していきたいと思いますのでご理解の上、「手紙」の感想、ご意見をお寄せください。

2008年4月7日

北区民主商工会　常任理事会

みなさまのご意見をFAXまたはEメールでお寄せください
FAX 3913-6741　Eメール kitamins@ma.kitanet.ne.jp

お知らせ

★弁護士による無料法律相談日
4月23日（水）
午前2時30分～民商
※事前連絡要

★虹の会
4月16日（水）
4月30日（水）
毎月奇数週の水曜日
昼の部／午後2時～
夜の部／午後7時～
民商3F
銀行やクレジット・サラ金の返済でお困りの方ご参加ください

★本部なんでも相談
毎週木曜日・午後
北区民商
※事前連絡要

★記帳相談日
4月15日（火）
午後2時から民商
※事前連絡要

東京商工新聞4月号より転載

税金が払えない場合は「納税の緩和措置」活用を

困ったらすぐに民商へ

「放置しない」「あきらめない」が肝心

税金が払えない時は「放置しない」こと、税務署から督促が来たり差押処分をされても「あきらめない」ことが大切です。税金につぶされない一番の対策は、「納税の緩和措置」の活用です。多くの業者が納税の悩みで民商に相談に訪れています。税金が払えない場合は、今すぐ相談を。

★事業不振や生活苦等で納税が困難な時は、国税通則法第46条の「納税の猶予」を申請しましょう。

★「先日付小切手」は国税庁も「強制的に振り出させない」と答弁しています。切らされないようきっぱり断ると共に、切らされた場合も取り戻しましょう。（国税庁も「小切手を返納し、納付計画を立て直す」と国会で答弁しています。）

★「換価の猶予」が認められれば、差し押さえを解除させることができます。

★国税徴収法153条で、「税務署長は…、滞納処分の執行を停止することができる」として、（1）滞納処分を執行する財産がないとき、（2）滞納処分を執行することによって生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、（3）滞納者の所在および滞納処分を執行する財産が不明なとき、の3つをあげています。「滞納処分の執行停止」が認められ3年経過すると、納税義務がなくなります。「生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき」とは、「処分の執行で滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活を維持できない程度の状態になる恐れがある場合」、「多少財産があっても所得が少なく、前途が不安視され近い将来このような事態になる恐れがある場合」も該当します。

★生存的財産は商品としての財産ではありません。税金を滞納している多くの人はこれを除くと債務超過となり、ほとんどの人が滞納処分の執行停止の要件を満たすことになります。

★国税庁村上次長（当時）は、「納税者と十分相談して、…強権的になにがなんでも滞納整理することはやらない」と国会で答弁しています。

★「税金を払わない」とは言っていないのに、強引に差し押さえをちらつかせたり、先日付小切手を切らそうとする不当なやり方には、機敏に抗議しましょう。

■掲示板■

★清掃員募集！
▼60歳まで▼勤務時間　午前7時から午前11時▼時給　1ヵ月目900円　それ以降1000円（交通費支給）▼仕事先は新宿近辺
問合せ先】㈲新興商事　電話3901-6755（辻本）

青年劇場　第96回公演

韓国現代劇の本格上演！

呉将軍の足の爪

元気にたくましく育って欲しいと願う親心から幼名を「将軍」と名付けられた呉将軍。しかし名前とはほど遠い、臆病でユーモラスなふつうの農民。ところがある日突然、召集令状がきて！―兵士らしい振る舞いも規律もわからない「将軍」が軍隊の中でほんろうされるさまを笑いいっぱいに描きます

4月11日(水)～20日(日)
新宿・紀伊国屋ホール

【前売り】一般＝4935円▼ユース(学生及び20才以下)＝2625円【当日】＝各315円増★北区民商割引あり!!
お問合せは、民商事務局まで

映画

日本国憲法誕生の真相。
60年を経ていま明きからに！

4月23日（水）

みらい座いけぶくろ（豊島公会堂）

上映①13：30　②16：15　③18：50

前売券　大　人　1200円
中学生　1000円
小学生以下無料

「日本の青空」上映成功をめざす
豊島区実行委員会　TEL3986-2471
城北法律事務所　豊島区職労
新婦人豊島支部　東京土建豊島支部

共済会

春のバスハイク

4月13日

富士国際花宴と白糸の滝
（朝霧高原まかいの牧場で昼食）

参加費　5500円(会員)
6000円(会外)
3000円(小学生)
※5歳までは無料(昼食なし)

お申込みは、共済会役員や民商事務局まで。定員(45名)になり次第、締め切らせていただきます。